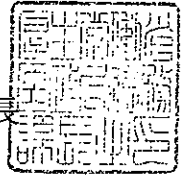




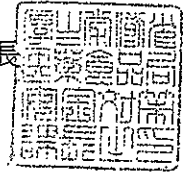
医政総発第1226001号  
薬食安発第1226001号  
平成18年12月26日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長



厚生労働省医薬食品局安全対策課長



医療事故情報収集等事業第7回報告書の公表および  
「医療安全情報」提供の開始について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。今般、(財)日本医療機能評価機構より、第7回報告書が公表されました。本報告書においては、個別のテーマとして、「検査に関連した医療事故」についての分析を加えるとともに、「医療機器の使用に関連した医療事故」において、新たに輸液ポンプ等に関連した事例の分析が行われています。

また本日付けで、医療事故情報収集等事業の一環として、(財)日本医療機能評価機構より「医療安全情報」の提供が開始されました。「医療安全情報」では、医療事故情報収集等事業において収集された事例をもとに、医療事故の発生予防、再発防止を促進することを目的に、従来の情報提供に加え、その内容の一部を重点的に取り上げ、一層の医療安全推進のための情報提供を行うこととしています。第1回として、「インスリン含量の誤認」を取り上げ、インスリン過剰投与に伴い低血糖を来した事例6件の中から、バイアルの表示誤認に起因する事故への注意喚起を行っています。

本報告書および「医療安全情報」につきましては、別途(財)日本医療機能評価機構から各都道府県知事宛に送付されており、同機構のホームページ(<http://jqcqh.or.jp/html/accident.htm>)にも掲載されていますので申し添えます。

なお、「医療安全情報」については、(財)日本医療機能評価機構より、医療事故情報収集等事業への参加医療機関に対して、直接FAX通信により送付することとしております。

貴職におかれましては、同様の事例の発生予防、再発防止のため、本報告書および「医療安全情報」の内容を確認の上、貴管下医療機関等に対して、注意喚起を促すよう周知方お願いいたします。